

ドイツにおけるコンパクト都市論を巡る議論と施策展開

筑波大学 名誉教授/GK 大村都市計画研究室 大村 謙二郎
おおむら けんじろう

本稿は、ドイツにおけるコンパクトな都市・地域を巡る議論と関連する施策展開についての紹介と考察をおこなうものである¹。

まず、ドイツにおける都市・地域整備にあたっての目標空間像がどのように変遷し、現在のいわゆるコンパクトな都市・地域を目指す空間像にいたっているかを見ていく。

次に、現行計画制度における規定が、コンパクトな都市・地域整備とどのような関わりを持っているかを見ていく。

第3に、具体的にコンパクト化への取り組みがどのようになされているのかについて、広域レベルの土地利用計画の面と自治体の都市レベルの都市マスタープラン面の2つの側面からその様相を見ていくことにする。

1. 都市・地域の目標空間像の変遷

日本では近年、都市計画における目指すべき空間構造として集約型都市構造が打ち出され、各種

の政策提言が示されている。高度成長期の都市成長期においては、たとえば東京の改造にむけた野心的提案などが出されたが、明示的な目標空間像を示すことは、必ずしも系統立って行われてきたとはいえない。

ドイツでは Leitbild という表現が都市計画の目標像を示す言葉として、専門集団の中で使われてきている。leiten(誘導する、主導する)という動詞から派生した言葉に Bild(像、イメージ)を合わせた言葉が Leitbild だ。ここでは目標空間像と意識して、論を展開していく。

第2次大戦後のドイツの都市発展動向を、Furichは10年ごとに次のような区分をしている²。1)戦後の混乱期を抜け出した、再建・復興の1950年代、2)奇跡の復興を果たし、経済高度成長と軌を一にする都市拡大・成長の1960年代、3)都市再開発が本格化した1970年代、4)既成市街地の整備に重点を置いた内部市街地開発の1980年代、5)ベルリンの壁崩壊が象徴する冷戦構造の解体とグローバリゼーションの進展の中で多様化する都市発展動向が顕著となった1990年代、6)グローバル化の進展が加速する一方で、地球環境問題

¹ ドイツの都市・地域計画の学術、実務の世界で明示的にコンパクト都市(kompakte Stadt)という表現を採用している文献や自治体等の計画文書は必ずしも多くない。また、コンパクト都市をどのように定義し、計画的に扱うかについては必ずしも統一した見解が存在しない。本稿では、日本でも議論されているコンパクト都市論と同じような文脈で問題を扱っているドイツの動向を探りながら、広い意味でのコンパクトな都市・地域づくりについて言及することにする。日本のコンパクト都市論の流れを俯瞰的に整理した谷口守氏の一連の論文は本稿をまとめる上で参考になった。

² ボンにある連邦建築・都市・空間研究所(Bundesinstitut fuer Bau-, Stadt- und Raumforschung BBSR)の研究者Furichが研究プロジェクトとして戦後のドイツ都市計画の展開を整理している。以下のウェブサイトに掲載：
http://www.bbsr.bund.de/cIn_032/nn_487428/BBSR/DE/Stadtentwicklung/StadtentwicklungDeutschland/Tendenzen/Projekte/Rueckblick/rueckblick.html

への対応が強く求められる、都市改造、都市再生の時代の2000年代、という形で戦後の60年間の都市発展の動向を10年毎の時期区分で整理している。

もとより、これは非常に単純化した時代の括り方であるし、ドイツ国内に限定しても、地域によって異なる傾向もあるし、捉える都市計画主題もその論者によって異なる。

70年代半ばにドイツ、カールスルーに2年ほど滞在した筆者の個人的な印象でいえば、70年代にドイツ都市計画は成長の時代からの第一の大きな転換点を迎えたといえる。この時期には専門家主導、行政主導の都市計画から参加の都市計画、批判的都市計画の流れが強まり、歴史的市街地への再評価の流れが強まってきた。現実には郊外、大規模ニュータウンの開発が一方で進展していたが。

80年代は70年代の傾向をより強める形で、エコロジー、環境意識の高まり、参加型・協働型都市計画の動きが加速する中で、郊外開発を進めるよりも既成市街地の再整備、魅力向上が優先される時代となった。80年代の都市計画を象徴する動きが旧西ベルリンを舞台にしておこなわれたIBAベルリンによる都市居住再生する既成市街地再整備の動きであり、とりわけ、オールドIBAと呼ばれる密集市街地の整備にあたって採択された慎重な都市更新の原則という漸進型再開発の考え方である。

こういったボトムアップ型再開発の動きの一方で、イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権の民活、規制緩和の動きに影響を受けた形で、ドイツも民営化論、規制緩和型都市計画が大きな潮流となり、90年代に流れ込んでいった。

さて、こういった時代毎の都市計画の動向変化において目標空間像はどのように変転していったのかをいくつかの文献³を手

がかりに見ていこう。

戦後、50年代の都市空間像は1930年代のアテネ憲章に代表される、近代都市計画の考え方やナチス時代の大都市批判の近隣住区型ジードルング計画の理念を継承、発展させたものであった。何よりも戦後の出発点にあたって、多くの都市計画家の共通理念となったのは高密度で不衛生な大都市既成市街地を解体、整理すべきとのかんがえであった。郊外に職住が分離された低密度で緑豊かな衛生的な住宅地をつくり、都市を組み替えようとの空間目標像で、「分節化された開放的な都市 gegliederte und aufglockerte Stadt」がそのキーワードとなった(図1参照)。

用途分離を進め、都心、産業地区、住宅地がそれぞれ機能を発揮することが目指されたわけである。近隣住区をベースにして都市細胞が出来、さらに3つから4つの都市細胞が都市地区を構成し、さらに複数の都市地区で全体都市ができあがっていくといった階層性を持った分節型都市がこの空間像モデルであった。少なくとも復興の時代、つづく都市成長・発展の時代には郊外の緑の草原に理想的な住宅団地、ニュータウンをつくるという成長、拡大モードが基本であった。

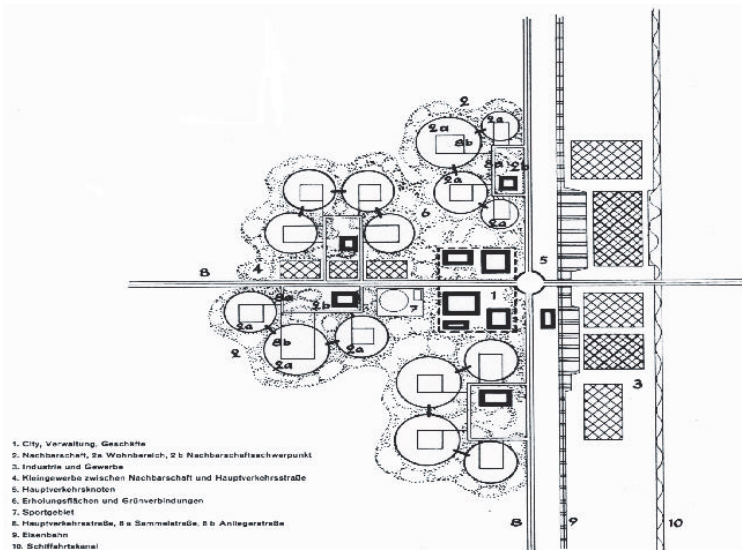


図1 分節化された開放的都市のダイアグラム (Goedritz, Rainer, Hoffman 1957の提案) (出典: Fruest/Himmelbach/Potz (1999))

³ 主として次の文献を参照。Joern Duewel, Niels Gutschow (2001), Hans-Reiner Muelle-Raemisch (1990), Fruest/Himmelbach/Potz (1999), Dietmar Reinborn (1996), Klaus Selle Hrsg (2006)

60年代に入ると低密度の分節・開放型都市空間の展開は、中心部の衰退を招き、郊外に巨大で単調な都市風景が出来ているとの批判が強まってきた。この時代を領導した目標空間像は「アーバニティの高い密度の確保 Urbanitaet durch Dichte」というものであった。一定の密度を確保した都市の魅力ある空間を作り出すことによって、都市社会を再生、構築しようとの主張だ。この時期から、郊外住宅団地でも居住密度、建築密度を高め、単なる居住機能ではなく、センター機能を持った拠点をつくるプロジェクトがとりわけ、大都市で展開されることになった。成長時代の中で、より密度あふれる空間像が目標となったわけだ。ただし、M. -Raemisch(1990)によれば、現実にはできあがった住宅団地では居住者は自動車で買い物行動を行うことが主で、複合的な魅力あるセンターが出来ることはなかった。また、60年代から70年代の住宅団地の主流は、密度は高いが巨大でヒューマンスケールに欠け、テクノロジー依存型であり、後のバンダリズムの温床となった。2000年代の都市改造の施策展開の中で、減築の対象となった団地である。

70年代、80年代は都市計画のパラダイム転換が進んだ時代といえるが、プランナーが共通感覚として持つような目標空間像は不在であった。むしろ、専門家主導に変わる、市民参加の都市計画、エコロジーに配慮した都市計画、トップダウン型、クリアランス型都市再開発から、漸進的、批判的都市再構築などの、どちらかといえばソフトな都市計画の進め方に関する議論が主流であった。強いてあげれば、この時期の都市空間像としてよく言及されたのは歴史的市街地、あるいは伝統的な街区型市街地である。

1975年のヨーロッパ記念物保護年に前後する、ドイツの歴史的・伝統的市街地に対する再評価、戦後復興期・高度成長期の都市計画がより新しいもの、効率的な都市・地区を求めた結果、都市の歴史、文化を破壊、荒廃させてきたのではとの批判の表れといえよう。

90年代に入って、多くの都市計画専門家たちが、

ドイツの目指すべき都市、回帰すべき原点の都市として「ヨーロッパ都市」が論じられるようになるが、その予兆が70年代後半から出てきたといえる。

90年代はドイツでは東西ドイツの統一の中で、新たな成長への期待が横溢し、都市郊外に向かった新規の都市開発、住宅地開発のベクトルが生じる一方で、地球環境問題への意識の高まりの中で、これ以上の拡大型、都市成長型市街地整備にブレーキをかけ、コンパクトな都市・地域形成を目指すべきとのベクトルがせめぎ合いを見せる時代でもあった。

90年代に入ってから市町村の自治体計画実務における都市空間目標像がどのように変化しているかを調査した Spiekermann(1999)によれば、80年代末以降、自治体の都市総合計画、土地利用計画や各種計画の中で広い意味での「コンパクト」を掲げる自治体が増大していることが明らかになっている。

90年代に入って都市発展に関わる目標空間像のルネッサンスともいう現象が自治体レベルで出てきた背景として Spiekermann(1999)は次の諸点を指摘している。

- ① 生態系の危機、持続可能な発展の議論の進展の中で、都市自治体もグローバルな要求に対応する形でその発展を考える必要があること。
- ② 東西冷戦体制の崩壊によるヨーロッパの位置づけの変化と軍事基地の撤退などによって、新たな都市整備可能な土地が生じる等、都市発展の前提条件の構造が変化したこと。
- ③ 経済構造の変化は国際的な産業政策、立地環境整備への対応を都市計画に要請するようになったこと。
- ④ 新たな情報、コミュニケーション技術、交通技術の発展が在来型の空間・時間構造の変容を引き起こしてきており、新たな計画的対応が求められていること。
- ⑤ 人口構造、社会、文化の変化が生活スタイルの転換をもたらすと同時に社会空間的分離をもたらす、新たな空間利用要求や社会的問題

の空間的集中が都市発展のあり方に影響を及ぼしていること。

- ⑥ 大量消費、大衆文化が都市の文化的利用範囲に変化をもたらし、かつての都心的土地利用がかつてない規模で都市周辺部に集積することが計画と政策の新たな立ち位置を要求していること。
- ⑦ 自治体財政の危機的状況の中で、複合的な都市計画要求に対して、公民の新たな協働形式が求められるようになってきていること。

以上の7点の指摘は、2000年代に入っても共通するトレンドであり、90年代に議論され、出てきた都市空間像は現時点でも都市計画の専門家集団で、その賛否はともかく、共通のボキャブラリーとなっているといえよう。

Fruest/Himmelbach/Potz (1999)が取り上げている、90年代に話題となった目標空間像は次のような像である。90年代に入って、新たに出てきた空間像というより、過去にいわれてきたことを再評価する、あるいは新たに解釈をしたものもある。

<新たな軸線モデル Neuere Achsenmodelle>

新たな軸線モデルという目標空間像は、密度の高い市街地軸を公共交通の軸に沿って形成しようというものである。軸と拠点による市街地開発の誘導という考えは70年代においても提起されていたものでありたとえばハンブルクでは70年代には都市軸を設定してそこに都市発展を誘導するとの考えを示している。

90年代にはいって、市域を越えて広域的な路面電車ネットワークの形成の試みがたとえば、カールスルーエ都市圏で実現するなどの実績を踏まえて、新たな軸線モデルという形で目標空間像が再評価されることになった。富山市の串と団子によるコンパクト都市のダイアグラムと同様の空間像といえよう。

都市の発展を誘導するべく、軸となる鉄道を中心とする公共交通の停車駅に市街地拠点として、住商複合型のコンパクトな密度の高い市街地を整備する、あるいはここはパーク&ライドの拠点と

して、都心への自動車交通の過度の流入を抑制するとの考えだ。さらに、都市・交通軸間に広がる緑地、農地等は自然的土地利用あるいはレクリエーション用地としてエコロジーに配慮して保全、活用しようとの理念である。

この目標空間像についても、a)同質的な市民社会を前提していることの非現実性、b)自動車利用の生活行動や根強い戸建て住宅地指向を想定した場合に、軸線間の広大なオープンスペース、緑地をそのまま保全することが出来ない、との批判がある。

<コンパクト都市 Die kompakte Stadt・ヨーロッパ都市>

コンパクト都市の概念や用語も特に90年代に入っての新奇のものとはいえない。むしろ、ドイツ都市計画の世界では「短い距離内で収まる都市 Stadt der kurzen Wege」という言葉が多用される傾向があるようだ。日本風にいえば、「歩いてゆっくり楽しめる都市」のニュアンスであろうか。ドイツでもこういった表現がなされるのは、英米系のコンパクトシティの模倣となるのを避けようとの意識が働いているであろうか。また、90年代に入ってからヨーロッパ都市が目標空間像として言及されることも多くなっている。

いずれにせよ、こういったコンパクト都市の空間像が頻用されるようになったのは、既に述べたような都市計画パラダイム転換の動きが背景にあった。a)70年代後半からの参加の都市計画の動きの高まり、b)専門家主導の成長型都市計画による歴史的市街地や都市伝統文化の破壊への批判、c)郊外巨大住宅団地、ニュータウン開発の社会的、都市計画的欠陥批判、d)80年代のIBAベルリンに代表される、既成市街地の文脈に配慮した改善型、漸次型都市更新の動き、e)既成市街地の居住環境改善における歩車共存型改善や自動車交通抑制型改善、といった一連の動きが70年代後半から80年代に顕在化したことは、脱成長型都市計画の先駆として見ることができよう。こういった動きの中で、東西ドイツ統一前の旧西ドイツでは少子化

傾向や都市人口の頭打ちないし減少傾向が生じてきていることを受けて、都市計画の基本法である建設法典の改正を行い、既成市街地の再整備優先の原則の下で、新規の郊外大規模開発事業は原則取りやめることを打ち出している。

こういった背景を持って、90年代に話題となった空間像がコンパクト都市であるが、プランナー間の共通の土俵が必ずしも存在せず、多義的に使われている。また、この時期、環境に配慮した都市計画では持続可能性 *Nachhaltigkeit* も多用されている。

コンパクト都市のある種の象徴的言葉となっているヨーロッパ都市について、Fehl (2006) が的確に整理しているのを紹介しよう。

Fehl によれば、90年代に入って、数多く使われるようになった、「ヨーロッパ都市」とは歴史的にも実質的にも存在した都市とはいえ、アメリカ型都市やグローバル都市に対抗する理念型の都市である。

すなわち、回帰すべきイメージとしてのヨーロッパ都市とは、a) コンパクトな建築形式、b) 高い密度、c) 混合用途、d) 閉鎖型・街区型建築形式、e) 徒歩圏で到達できる空間スケール、f) (市民が集まり、利用する) 公共空間、といった要素が大きな特色であると Fehl は整理している。

しかし、こういった形のコンパクト都市のイメージの提示に批判もでていっている。密度を高めるといってもどこまで、密度を高めることがコンパクトにつながるのか。ヨーロッパ都市は非現実的な幻想であり、そもそも、こういったロマンチックな旧都市はドイツの都市市街地の中で、ごく例外的な割合でしか存在しておらず、そこに住む人はごく少数であり、大多数の市民は戦後、急速に広がった郊外市街地に居住しており、こういった人を対象とした都市計画の中から、コンパクトな道筋を探すべきとの批判である。あるいは社会的な分離といった都市の現実を無視した、形態的なコンパクト論は意味をなさないといった批判もある⁴。

<分散的集中 *Dezentrale Konzentration*>

80年代には既成市街地の再整備が郊外開発よりも優先し、できる限り生態系に配慮した都市計画を進めるとの方向が基調になってきたと思われたのが、90年代の東西ドイツの統一、ヨーロッパの開放の中で、旧東独から旧西独への人口流入、旧東独でも戸建て住宅市場の拡大といった動向の中で、新たな郊外開発の動きが出てきた。連邦レベルでも新たな郊外化への動きにどう対処するかが議論されるようになった。

1992年及び1995年に当時の連邦建設省は、都市周辺部の開発誘導のための指針をとりまとめた。この指針が、都市地域の計画目標像として分散的集中を打ち出したことになる。以降、連邦の各州や地域、都市の計画づくりにこの分散的集中のモデルが影響を与えることになる。

このモデルは、ドイツの伝統的な地域・都市整備モデルである中心地理論をベースにしており、なおかつ、国土に均等に大小の都市が分散配置されている現実を念頭においたモデルである。含意としてはこれらの大小都市を上級、中級、下級センターと見立て、これらのセンターにコンパクトに自律的な空間構造をつくり、センター間をネットワークで結んで都市・地域圏全体の発展と自然環境の保全を両立させようとの考えといえよう。

このモデルは、新たな軸線空間モデルと同様の考えであり、大都市圏への戸建て郊外住宅地需要や自動車依存型の都市・地域構造にどこまで有効に働くことが出来るかの疑問が出ていることは確かだ。

求することの非現実性、アナクロニズムを強く批判したのが Sieverts である。彼は、1997年に *Zwischenstadt* (間にある都市) という著作を刊行し、戦後のドイツの都市形成では中心市街地とも田園地帯とも整理できないような密度の低い市街地が拡散的に膨大に広がっており、これをベースにした形でいかにコンパクトな都市・地域を作るべきだとの議論を展開して、論争を引き起こした。彼の *Zwischenstadt* はある意味で、現象を記述する概念であり、目標計画像とはいえない。

⁴ ヨーロッパ都市を理念型としてコンパクト都市を追

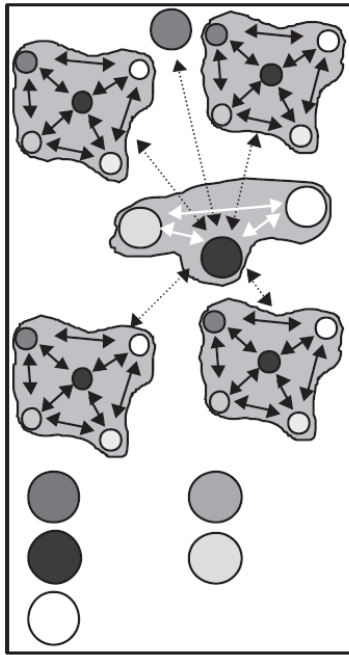


図2 分散型集中モデルの地域空間像
(出典Fruest他(1999))

2. 計画制度から見たコンパクト都市・地域への志向

連邦交通・建設・都市開発省(BMVBS)では、国土整備の動向を継続的にモニタリングしている。連邦政府が国土整備上、重視している問題の一つに、継続的な市街地拡大とそのために自然的土地利用が減少していく傾向である。最近の調査結果では⁵、2006年から2009年にかけて、ドイツ全体で、建物用地・交通用地・レクリエーション用地その他などの市街地用地に転用された土地は1日あたりに換算すると94ヘクタールとのことである。この値は、1997年から2000年にかけての129ヘクタールの値と比べると、減少傾向にあるが、まだまだ、大きな値であるとの見解を連邦政府は持っている。

連邦政府は、自然的土地利用が市街地に転換していく、土地消費の量を低減させていく考えを持ち、既に1996年の「環境政策重点プログラム」の中で、土地消費を将来には一日あたり30ヘクター

ルまで削減すべきとの考えを打ち出した。さらに、2002年の文書でもこの方向性は堅持され、2020年までに、一日あたりの市街地転換土地消費の量を30ヘクタールの状態に低減させるとの、いわゆる「30ha目標」を打ち出している。実際の市街地土地利用需要を抑制するには州政府、基礎自治体の政策、プロジェクトによるのであるが、連邦はそのための計画性制度や支援策を検討している。

ところで、多くの計画法制にはその法の目的、理念などが規定されている。日本の都市計画法でもその第1条の目的規定において、都市計画の目的として「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、持って国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」をあげている。

1968年の都市計画法制定以降、大きな社会経済的変化、国土の土地利用構造が変化したにもかかわらず、この基本理念の文言は改訂されていない。少なくともわが国の都市計画関係者、研究者の中で法の理念について議論されたことはほとんどないのではと思われる。

最近、国土総合開発法の改定によって制定された国土形成計画法(2005)の第3条の基本理念の中で「地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう」との文言が組み込まれているのは、社会的な潮流の変化を反映したものと見えるが、この文言も含めて、基本理念が定期的に見なおされるとは想定しがたい。

これに対してドイツでは計画に関わる方についてはその基本原則や考慮事項を絶えず見なおして、時代環境に対応した形での制度改定を行っている。

以下では、連邦全体の国土整備の方針を示し、州レベルの広域計画や基礎自治体の都市計画に対する枠組み、指針となる計画法制である連邦国土整備法と基礎自治体の都市計画の基本法である建設法典を取り上げて、コンパクトな都市・地域づくりについて、どのような制度規定をおいているかをみていこう⁶。

⁵ BBSR-Berichte KOMPAKT 10/2011: Auf dem Weg, aber noch nicht am Ziel-Trends der Siedlungsflächenentwicklung

⁶ 以下の制度規定の整理については、Difu ua. (2011)の記述を参考にしている。

2-1 連邦国土整備法 Bundesraumordnungsgesetz (ROG)

国土整備法は、目標とする国土空間構造、国土利用についての言明を行っている。その第1条2項では、国土整備の目指すべき目標として「国土空間に対する社会的、経済的要求を生態学的な機能と調和する持続可能な国土形成を目指し、国土各地域における均等な生活条件を持った形で持続的な広域的にバランスとれた利用状況をもたらす」ことをあげている。

この第1条の目標を受ける形で、第2条第2項に国土整備の基本原則が掲げられているが、本稿の主題と密接な関連を持つ、土地節約型（自然的土地利用から市街地への転換を出来るだけ節減していく）の国土利用の観点から見ると、次の点が注目される。

- ・市街地整備の空間的集約化と十分なインフラが整った既成市街地及び中心地での市街地整備を優先すること（第2条第2項2号）
- ・緑地・オープンスペースの効果的な保全と一体の風致景観や森林地域への侵害的（開発）を出来る限り回避すること、さらに、緑地・オープンスペースへの開発の原則的制限（同2号）
- ・社会的インフラを中心地に優先的に集約すること（同3号）
- ・中心的な生活サービス供給地域としての中心市街地及び地区中心保全のための空間的前提条件の創出（同3号）
- ・交通負荷を軽減し、追加的交通を回避するような空間構造の形成（同3号）
- ・文化的風景 Kulturlandschaft⁷の保全と整備（同5号）
- ・土壌、水系、動植物及び気候とその相互作用も

⁷ この表現はドイツ語独特の表現であり、計画文書を読むと多義的な使い方がなされているが、人々が時間をかけて作り上げてきた景観、風景であり、たとえば、手を入れて耕作した美しい農地、田園景観や森林景観などもこれに含まれている。Kultur(culture)は通常、文化と訳されるが kultivieren(開墾する、栽培するという意味もある)という動詞から派生した名詞であり、農地も含む風景としてここでは文化景観としておく。

含めて、それぞれの機能が果たせるという意味での空間の整備、保全と再生（同6号）

- ・空間の生態系的機能と自然資源の節約的、慎重な消費を考慮した上での空間の経済的、社会的利用の形成（同6号）
- ・土地の利用可能性を再生すること、密度を高めること（高度利用）、その他、中心市街地の整備と既存交通用地を整備するなどの形で土地のポテンシャルを十分活用することによって、緑地・オープンスペースを市街地開発・交通用地利用のために利用・転換することを避けること（同6号）
- ・ビオトープの必要な形成を考慮に入れた形で自然に対する侵害を調整すること（ミチゲーショ）（同6号）
- ・河川の氾濫・洪水防止の観点からのオープンスペース・緑地の保全と再生（同6号）
- ・気候変動に対応するための空間的に必要な事項の配慮（再生可能エネルギーの整備、低炭素化、エネルギー節約に資する空間的配慮など）（同6号）

以上のように、連邦国土整備法においてはその第2条の基本原則に相当詳細、具体的に今後の国土整備の方向性が明示されている。これは2000年代に入って強化された、EUの環境保全強化の指針を受けたものであり、土地の節約的利用、自然環境の保全、気候変動への対応がより強調されてかき込まれてきている。

ただし、多くの解説書が指摘するように、国土整備法においては、土地節約、生物多様性、気候変動対応は重要な考慮事項であるが絶対的、優先的考慮事項ではなく、一方での経済的発展、インフラ整備、居住地確保等の重要事事項と比較考量の上で、州レベルの広域計画や自治体の都市計画が進められることになる。

2-2 都市計画基本法である建設法典の規定

建設法典はドイツの都市を取り巻く状況の変化に応じて、法改定を進めてきている。最近、2007年には内部市街地（中心市街地+既成市街地）の整

備・開発を優先するとの原則を打ち出す形の法改定をおこなっている。

コンパクトな都市計画を進める上で重要な「持続可能な開発 nachhaltige Entwicklung」の原則を法第1条第5項で次のように打ち出している。

「(市町村の)都市計画は、社会的、経済的、環境保全的な要求及び将来の世代に対する責任を持った形でこれら要求と調和するような持続可能な都市計画的発展と公共の福祉に貢献するような社会的公正を持った土地利用を実現することが求められている。(市町村の)都市計画は人間に相応しい環境を確保し、また、全般的な気候保全に対する責任の観点からも、自然的な生存基盤を保全し、整備すること、さらに都市の景観、地区の風致像、田園の風景像を建築文化的に保全し、整備することに、貢献することが求められている。」

また、第1条の第6項では、市町村が都市計画(Fプラン、Bプラン)を策定するにあたって、考慮すべき都市計画的な重要事項として、17の項目が挙げられており、制定当初に比較して改定のごとに追加補充がなされてきている。たとえば、第7号の、環境保全について考慮すべき重要事項としてa)からi)まで9項目に亘る事項が取り上げられている。

さらに1987年に導入された第1a条はいわゆる、土地節約条項といわれるもので、土地を大切に節約して利用し、できる限り新規市街地開発、土壌の被覆化を抑制するようにとの規定が設けられており、これは、2007年の法改正で導入された第13a条の「内部市街地整備のBプラン」の条項と連動するものといえる。

ちなみに、この第13a条では、内部市街地での再開発を進めるためにBプランを策定する場合には、手続きの簡素化などの規制緩和によって、郊外での開発よりも有利になるようにしている。既存市街地のストックを活用してコンパクトな都市づくりを進める規定と考えられる。

この他、近年の建設法典の改定では環境保全についての規定がより充実し、たとえば、従来はある一定規模以上の都市プロジェクトが環境影響評

価の対象であったのが、2004年の法改定で、Fプラン、Bプランも環境影響評価の対象となっている。

Fプランで、郊外に新たな開発を進める場合は、その環境上の必要性を根拠づける文書が求められ、また、郊外開発に伴う自然的土地利用の侵害に対しては代替措置、ミチゲーションが求められている。

建設法典の最近の基調は、内部市街地の整備を重視し、環境保全との調和がより強く求められつつあるのは確かだが、必ずしも基礎自治体が郊外開発をおこなうことを排除、禁止しようとするものではない。

また、都市計画を策定するに際して比較考量事項が既述のごとく、建設法典第1条第6項において17項目にわたってあげられており、環境保全事項も大きなパートを占めているが、比較考量であり、どの項目を優先するか、どのようにバランスさせるかは自治体の計画権限に属しており、成長と雇用の強化により重点をおく自治体では、郊外に産業用地やインフラ用地を確保していくことは考えられる。コンパクト都市をどの程度、どのような形で実現するかは自治体の都市計画政策によるところが大きいといえる。

3. 広域レベルの土地利用計画におけるコンパクト化への取り組み：ルール都市圏の事例

ドイツは伝統的に基礎自治体の都市計画権限が強いと理解されており、基本的にはその通りであるが、90年代に入ってから広域計画に対する議論が活発になってきている。

その背景には、人々の生活圏、産業活動が広域化し市町村の都市計画だけでは解決できない、広域的土地利用調整、施設立地調整問題などが噴出していることがあげられる。また、母都市と周辺の郊外自治体での対立問題も顕著となってきており、ある自治体がエゴイズムをむき出しにして自分の自治体の利益を追求する弊害、ドイツではKirchturmpolitik(教会の塔政策)と呼ばれる問題が指摘され、自治体の行き過ぎた計画高権につい

て、都市計画、地域計画の立場から批判が出てきている。典型的な例は、大型商業施設の立地調整問題といえよう。

とりわけ、象徴的なのは、90年代、旧東ドイツで広域的な計画の態勢、仕組みが不十分なまま、大都市周辺部の自治体に西側の商業資本、開発資本が入り込み続々と大型の商業施設が立地し、大都市の中心市街地の商業施設が大きな打撃を受けたことがあげられる。また、住宅地開発についても大都市と周辺自治体ではその政策について合意を形成するのがやっかいな問題でもある。

従来から、ドイツの計画制度では市町村の都市計画に対する上位計画として広域計画 Regionalplan の制度があったが、新たな社会、経済状況には必ずしも有効な制度となっていないのではということで、90年代に入り、自治体のFプランと同じ程度の具体性、指針性を持ち、さらに複数の自治体の協働による広域計画の性格を併せ持つ、広域Fプランを制度化すべきとの議論が高まってきた。

広域Fプランが連邦レベルで策定可能性が拓けたのは1998年に改訂、施行されることになった改訂国土整備法の新たな規定の導入による。98年法の第9条6項(現行の2008年改定国土整備法では8条4項)によれば、ある一定の条件の下で、広域計画 Regionalplan の機能と同時に建設法典204条に規定する共同Fプラン(複数の市町村が共同で策定するFプラン)の機能を併せ持つ計画を策定することが可能となった。この新たな計画類型が広域Fプラン(Regionaler Flächennutzungsplan RFP)である。

すなわち、国土整備計画法が規定する広域Fプランの条件として、1)まず、複数の市町村があるいは計画連合体を構成する市町村が合意形成をおこない、広域計画の主体となる計画協議組織(Planungsgemeinschaft)をつくること、2)ただしこのような計画協議体が作れる空間は、人口密度が高く都市圏を形成する、あるいは市街地が連担し、市町村が密接な地域空間を形成しているところに限られること、3)さらに国土整備法の第2部

(各州の国土整備)についての規定を根拠として制定された建設法典の規定に適合していること、以上の3つの条件を満たした場合に、広域計画と共同Fプラン(複数の市町村が一体的に作る共同Fプランで建設法典の第204条に規定)の機能を併せ持つ広域Fプランを策定することが可能としている。

国土整備法の規定が設けられたからといって、直ちに連邦の各地域で広域Fプランの策定が可能となるわけでない。連邦の都市州(ベルリン、ハンブルク、ブレーメン)をのぞく一般州において、州計画法などの関連計画法が整備されることが、広域Fプランの策定に入る条件となる。現在のところ、すべての州で広域Fプランの規定は設けられていない。

管見の限りでは、実質的な広域Fプランの策定に取り組んできているのは、以下で論究するルール地域6都市での広域Fプランとヘッセン州のフランクフルトを中心とする75市町村からなる、フランクフルト・ラインマイン大都市圏計画連合体が策定している広域Fプランの2事例である。

ここではルール都市圏での広域Fプランの詳しい成立経緯や仕組みについては省略して、計画内容がコンパクトな都市・地域づくりにどの程度かかわっているかを見ておこう。

● ルール都市圏広域Fプラン⁸

2004年のNRW州の州計画法の改正によって、広域Fプランをルール地域で策定することが可能となった。これを受けて、2005年、ルール地域の6都市(Oberhausen, Mülheim an der Ruhr, Essen, Gelsenkirchen, Herne, Bochum)が参加して計画共同体広域都市圏ルール(PSR Planungsgemeinschaft Staedteregion Ruhr)を結成し、広域Fプランの策定に取りかかることにな

⁸ この部分の記述はルール都市圏が運用している次のウェブサイトに掲載されている広域Fプランの関連資料を参照している。
http://www.staedteregion-ruhr-2030.de/cms/regionaler_flaechennutzungsplan.html

った。

この6都市が積極的にこういった動きにかかるようになったきっかけは連邦文部科学省(Bundeministerium fuer Bildung und Forschung BMBF)の2000年から2005年にかけての研究プロジェクトである「都市2030」アイディアコンペに参加したことがあげられる。この「都市2030」プロジェクトはBMBFのイニシアティブで2030年のドイツの都市圏の将来像を描くアイディアコンペといえるものである。ドイツ全体では21の都市乃至都市圏が助成対象地域として選ばれた。

ルール地域では、ルール地域の中核都市11都市(Duisburg, Oberhausen, Mülheim an der Ruhr, Essen, Gelsenkirchen, Herne, Bochum, Dortmundの8都市が当初参加、後に Hamm, Bottrop, Hagenの3都市が参加)がこれに応じてこのコンペに参加し、2006年から2008年にかけて、インフォーマルプランである、マスタープラン・ルールを策定している。このプランづくりでは、各都市の都市計画責任者、中堅プランナーが参加し、個別の都市の利害を超えた協調と連携の信頼関係が生まれてきた。

ただし今回の広域Fプランについては、ルール地域の有力都市、デュイスブルクとドルトムントが計画策定に参加しなかった。

広域Fプランの策定にあたる計画共同体がカバーする面積は680km²で、人口規模は180万人である。このうち、ボーフムとエッセンが上級センターの都市機能を持ち、その他の4都市は中級センターの都市機能を持っている。ただし、結成された計画共同体は、法人格は有しておらず、計画内容の決定権は参加構成都市それぞれの議会が有しており、なおかつ、全議会的一致がないと計画は確定しない、全員一致原則となっている。逆に言えば、一つの市でも合意しなければ、計画は策定されないことになる。

策定された広域Fプランの計画内容について見ていこう。他の空間計画と同様にこの広域Fプランもテキスト部分と図面部分から成っている。これとは別に広域Fプランを環境アセスメント面か

ら補完する形で環境報告も策定されている。環境報告には説明用の図面が付けられている。

計画書(2009年12月時点)は次のような構成と特色を持っている。全体は9章で付録の部分も含めて217頁である。第1章は、序の部分でこの広域Fプランの法的、専門的基礎について、計画の策定手続き、広域Fプランの構造・体系について記述している

第2章は計画を取り巻く条件と施策重点について説明している。

第3章以降6章までが各土地利用、インフラについての根拠説明である。第3章は市街地空間Siedlungsraumについて論じている。a)居住、b)経済(産業)、c)中心地と小売業、d)公共・公益施設の各土地利用について、枠組みとなる条件、空間整備の目標、土地利用需要とその配置について論じている。

第4章は自由空間Freiraumについてで、まず、自由空間について全体的記述として、広域緑地、気候と大気保全、土壌保全、代替補償用地(ミティゲーション)としての自由空間の国土整備上の目標、意義について説明している。次いで、a)農業、b)緑地、c)森林、d)自然・風景保全、e)地下・地表水系保全、洪水・高水対策の各論について節を分けて論じている。

第5章は交通とモビリティについての章である。交通全般の目標、基本原則を述べた後、a)道路、b)軌道系、c)公共交通、d)物流・貨物交通、e)水路交通、f)自転車交通、g)航空について、基本原則、土地利用上の位置づけなどについて説明を加えている。物的条件の整備だけでなく、交通マネージメント、各交通システムの連携・分担などソフト施策についても論じている。

第6章は技術的インフラストラクチャーについての説明である。全般的な説明を受けて、a)上水供給、b)下水処理、c)エネルギー供給(この中では風車発電の立地点が広域的な土地利用上の大きな課題として取り上げられている)、d)廃棄物処理・循環経済、の各論について論じている。

第7章は空間モニタリング、第8章は他の土地

利用関連の規定や関連制度の整理、第9章が土地利用総括表について説明をしているが、ページ数はそれほど多くはあてられていない。

広域土地利用計画の法定計画図は縮尺5万分の1の一枚の図面で表示されているが、これだけでは、計画意図などがわかりがたい面もあり、計画書の中には各種説明図面が収められている。以下の10の図面で、おおよそ、その表題で計画内容が読み取れよう。

- 図1：記念物保全地域、記念物、産業遺跡ルート
- 図2：住宅建設ポテンシャル用地
- 図3：産業ポテンシャル用地
- 図4：各自治体の構想に基づく主要センター、副センター
- 図5：風景空間
- 図6：農業中心ゾーン
- 図7：洪水・高水予防のための保全地域
- 図8：オープンスペースとして確保すべき旧鉄道路線敷
- 図9：導管と連結した技術インフラストラクチャー
- 図10：オープンスペースの中で建築的利用に必要な土地、再利用、配慮すべき土地

この広域Fプランを受けて、各自治体の地区レベルの詳細な土地建物利用計画であるBプランが策定されることになっており、その意味で広域Fプランの計画内容は市街地開発箇所、規模のコントロール、逆に言えば、緑地、森林、農地などの自由空間の保全・整備について大きな役割を果たすことになる。

その点で、この広域FプランではBプラン策定に対する指針性、誘導性を有効に機能させるために、テーマに沿って、基本原則を詳しく、具体的にかき込んでいる点である

たとえば、〈市街地整備の基本原則〉として、次の諸点をあげ、その意義、ねらい等について示している。

- 多極型市街地構造の保持・発展
- 郊外開発に優先する内部市街地整備による土地利用需要の縮減→土地再利用、リサイクル、不要な産業跡地は緑に転換

- インフラの効率的利用、TODの推進、交通マネジメント
 - 市街地のエコロジカルな整備、緑のネットワーク
 - 健康の増進、確保
 - 地域開発・整備に当たっての機会の均等
 - 地球環境保全への貢献
 - 特色、個性ある市街地構造の保全・発展
- このほか、〈居住〉〈経済〉〈オープンスペース〉〈風景保全〉〈水系〉〈交通・モビリティ〉〈道路〉〈公共交通〉〈自転車交通〉などについて、総計54の基本原則が示されている。

今回の実験的試みであるルール広域Fプランがどの程度、革新的にコンパクトな都市圏形成につながるかは評価が難しいが、少なくとも、隣接する都市自治体が協働して、一定の合意形成をはかり、今後の開発地、保全地の調整を行っていること、特に、開発の優先順位付けで合意形成をはかっている点は高く評価できよう。

図3はルール都市圏広域Fプランの総括図である。市街地の広がり、オープンスペース・緑地の範囲、都市圏主要交通幹線が明示されている。

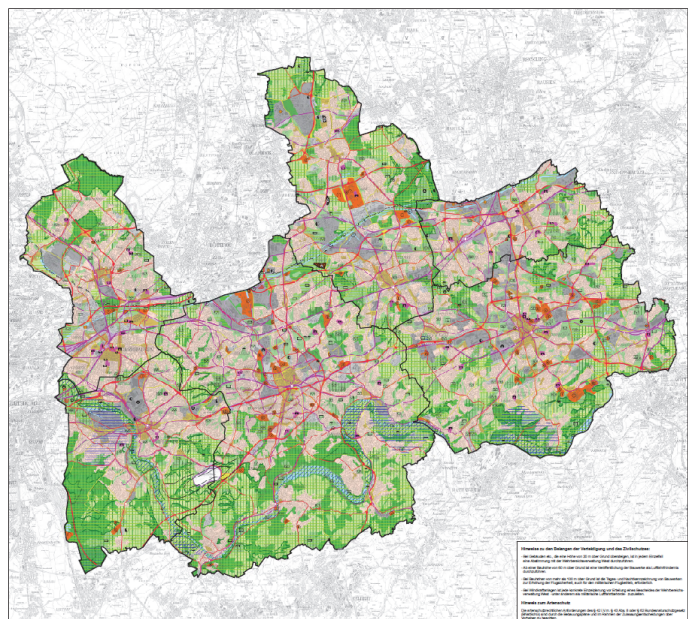


図3 ルール都市圏広域Fプラン

(出典：
<http://www.staedteregion-ruhr-2030.de/cms/downloads1.html>)

4. 都市レベルの総合計画・土地利用計画に見るコンパクト化：ミュンヘンの事例

ここではミュンヘン市を取り上げて、その都市のマスタープランあたる土地利用計画を中心に、コンパクト化への取り組みを見ていく。

● ミュンヘン

バイエルン州の州都ミュンヘンは人口約140万人のドイツ第3の大都市である。経済的にも好調を維持し、独自の文化、歴史と相まって、ドイツでは非常に人気の高い住みたい都市である。しかし、一方、市域が310.4km²と限られており、旺盛な住宅需要に応える形での住宅適地を市内に確保することは困難であり、周辺自治体へ郊外住宅開発が流出するなど、大都市郊外問題をかかえている都市でもある。

ミュンヘンでは90年代半ばよりミュンヘンの長期的、総合的な都市発展計画づくりに取り組んでいる。これは法定都市計画ではないが、自治体の法定都市計画や各種都市開発プロジェクト等を推進していく上で、上位の指針性を持った総合計画である。ミュンヘンではこれを「パースペクティブ・ミュンヘンPM」と称して、計画づくりを進めてきている⁹。

1998年以来、このPMはミュンヘンの戦略的な都市発展計画として位置づけられ、その指針、目標、戦略、プロジェクト、プログラムによって、ミュンヘンの将来の発展を誘導している。また、このPMは社会経済状況の急激な変化、人口構造条件の変化に的確に対応するために、常に見直し、アップデートするプロセス計画の性格を持っている。

2007年から2008年にかけてミュンヘン市はこの間、展開してきたPMを評価する作業をおこない、2011年にPMの見直し作業をおこなって新たなPM改定案を策定している。

この15年間でPMにおいて16のテーマ別の発展

指針が策定され、この指針に基づいて、主要プロジェクト、プログラムが整理されている。主要プロジェクトは60近くになっている。

テーマ別発展指針それぞれの担当行政で原案策定がおこなわれ、住民参加を経て、市議会で議決され、行政各部署の部門計画への拘束力を持ったあるいは分野横断的な総合性を持った目標指針となっている。

テーマは、雇用と経済発展、都市文化、社会福祉、都市計画、住宅政策、学術等の各部門わたっている。

コンパクトな都市づくりに関連が深いのが発展指針の第5にあげられている、「質の高い内部市街地整備による未来を担う市街地構造—コンパクト、アーバン、グリーン」である。これについてその内容を見ておこう¹⁰。

持続可能な発展を確実にするために、市街地開発は基本的に未開発地でおこなうのではなく、既存市街地のストックを活用する形で進めることを原則としている。とりわけ、90年代に入ってから社会経済構造の転換により、市街地内にあった軍用地、鉄道用地、産業用地が遊休地化するなどの事態が生じており、これらの土地を活用して、質の高い住宅地、複合市街地を整備する可能性が高まっていることを指摘している。

また、公共交通路線の拠点周辺に密度の高い住宅市街地を整備することによって、ミュンヘンに不足する、アフォーダブル住宅の確保に努めることを述べている。

また、市内の緑地、オープンスペース、農林地等は単なる保全という受け身の姿勢ではなく、それらをネットワーク化し新たな魅力的な緑環境を創出することを提唱している。とりわけ、ミュンヘン市でおこなわれる大規模土地利用転換プロジェクトは魅力的な緑空間を生み出す最後のチャンスであると位置づけている。

この発展指針を受けて示されているのが、主要

⁹ Perspektive Muenchen については以下を参照。

<http://www.muenchen.de/rathaus/Stadtverwaltung/Referat-fuer-Stadtplanung-und-Bauordnung/Stadtentwicklung/Perspektive-Muenchen.html>

¹⁰ Muenchen(2005): Perspektiv Muenchen—Strategien, Leitlinien, Projekten, Bericht zur Stadtentwicklung 2005, pp. 44f

誘導プロジェクトである。コンパクトな都市をつくる上で注目されるのが「戦略的土地マネージメントシステム」というプロジェクトである。

ミュンヘンは経済的競争力があり、今後も成長が見込まれる都市であるが、一方で都市に残されている貴重な自然環境資源を守り、育てるという課題もあり、将来の発展を巡って土地利用の競合が強まることが予想される。そこで社会的に公正な土地利用を実現するためにこの誘導プロジェクトでは「戦略的土地マネージメントシステム」として次のような仕組みを想定している。

- a) 土地利用計画 F プランと風景計画 Landschaftsplan の統合：都市的土地利用の将来の枠組みを示す F プランと都市の緑市、自然景観、風景を整備、保全するためのマスタープランである L プランを一体的に運用することによって各種土地利用間の競合を抑止しようとの考えだ。
- b) 市街地整備プログラム：居住・雇用のための計画用地について、全市的観点から把握、整理して整備優先順位付けをおこなうこと、中期的な市街地需要をインフラ整備と関連づけて評価、予測をおこなうことを目的としている。
- c) 中心拠点コンセプト：ミュンヘンの多極型都市構造を保持、発展させるため、また、市民の日常の買い物サービスを充実させるために、中心拠点コンセプトを提示している。特に重視されているのが、近隣生活における拠点の維持、充実である。
- d) 産業用地整備プログラム：新たな産業構造の転換に即応した産業用地整備プログラムの必要性を提示している。
- e) 公共公益施設の土地マネージメント：2003年に市議会が議決した考えで、長期的な観点から、将来の予期しない需要にも柔軟に対応するために公共公益施設のためのリザーブ用地を確保するとの考えだ。
- f) 土地利用モニタリングと情報システム：持続可能な土地利用システムを維持していく上で

のプラットフォームとして想定されている。

他の注目される主要誘導プロジェクトが「ミュンヘングリーンベルト」である。このプロジェクトは次の3つの基本要素から成っている。

- a) 農業用地の保全と利活用：都市周辺部及び隣接市町村に存在する農業用地は産業としての農業としてだけでなく、市民にとっての貴重な緑資源、風景要素として維持発展すべきとの考えである。たとえば、都市住民に縁辺部の農地を60m²までの区画に区分して5月はじめから11月中旬まで貸し出して、有機農法による野菜や花卉の栽培に供するミュンヘン菜園 Krautgaerten の仕組みが農地保全策としておこなわれている。この他にも農地のビオトープを保全、活用するプロジェクトが提案されている。
- b) 田園風景空間プロジェクト・北部ミュンヘン：隣接する自治体と協働してミュンヘン市の北部に存在する田園風景空間をレクリエーション保養地として活用しながら、一方で貴重なビオトープ、動植物の保全を進めようというプロジェクトである。特に自然生態系的にも重要な荒野(ハイデ)の保全的活用を考えている。
- c) 自転車道ネットワーク：自動車に依存しない、環境に配慮したモビリティを確保するために緑のネットワークと共存する形で他の公益団体と協働しながら進めるプロジェクトである。

以上の、ミュンヘンの総合都市発展計画であるPMに基づいて、法定計画であるFプランが策定されているが、その計画文書の記載はほぼ、このPMの計画誘導指針を引き継いだものとなっている。

図4は、PMで示された市街地整備の目標像であり、中心拠点の配置、市街地の拡がり、都市全体を貫き広域的に展開する緑の帯が示されている。

図5は都市的土地利用を主体とするFプランと補完的な関係にある風景計画Lプランで、ミュンヘン市のFプランの計画説明文書に記載されている図面である。上位計画にあたるミュンヘン PM

を受けて、緑地、水系、緑の軸の発展方向を示す形で、より具体的に展開していることが読み取れる。

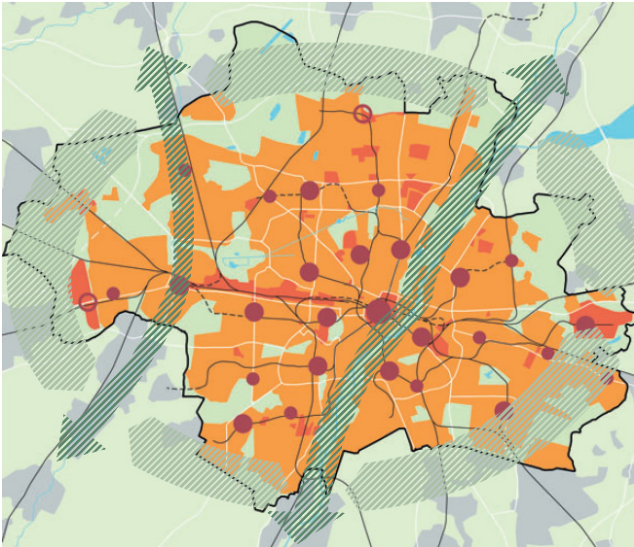


図4 ミュンヘン市の市街地整備目標像

5. おわりに

以上、ドイツのコンパクト都市・地域について、その理念、制度、計画の側面から見てきた。ドイツで展開されている議論は、ある意味ではきわめて、まっとうな議論であり、日本のここ10年近く議論されているコンパクト都市論とそれほどかわったものはない。

しかし、以下の点は日独比較した際の、ドイツ

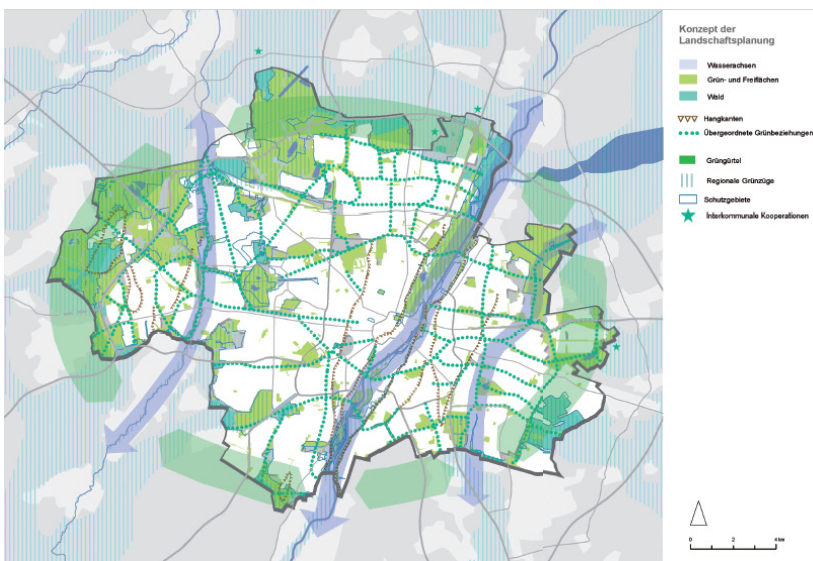


図5 ミュンヘンのFプランを構成する風景計画Lプラン

の大きな特色といえそうだ。

第1は、計画理念や計画目標像に対するこだわりである。確かに日本でも制度改定にあたって、なぜその制度改定が必要なのか、あるいは目指すべき市街地のあり方について議論がされることがあるが、それが持続的に検討され、広い意味での専門家やプランナー集団間での共通のテーマになることは少ないのではないだろうか。

これに対して、ドイツではその時代の都市計画課題について目指すべき目標像、空間像について持続的な議論が展開され、一つの共通の空間像についての感覚を生み出すことが行われており、これが一種の知的伝統となっている。

たとえば、1960年代の都市計画の目標空間像となった“アーバニティの高い密度の確保 Urbanität durch Dichte”を巡って、1963年、1964年の2カ年にわたって、大きな都市計画会議が催され、専門家が活発な発表、議論を行っている。

また、1991年から2006年までの長期間にわたって、統一ドイツの首都となったベルリンの都市計画の実質的責任者となったハンス・スティマン Hans Stimmannはベルリンの中心市街地の再生計画づくりに対して、ヨーロッパ都市の再生を目指すとの目標像を掲げながら、専門家、市民を巻き込んだ独自の計画フォーラム“中心市街地計画ワークショップPlanwerk Innenstadt”を主催して、ベルリンの中心市街地の計画づくりに大きな影響を与えてきている。

公開的な議論を通じて、都市の目標空間像を議論する気風、仕組み作りは日本でも学ぶ点と思われる。第2に計画法における、理念規定の扱いである。日本の計画法でも法の目的、理念が書かれているのだが、これは筆者だけかも知れないが、どうも一般的な理念、抽象的な目標が記載されていると認識し、どちらかというと、計画法の手段、技術的な

規定に関心を抱きがちである。また、寡聞にして都市計画法の目的規定、理念の改訂を巡って議論が交わされたとの記憶がない。

ドイツの場合は、既に見てきたように、時代環境、社会経済状況の変化に対応する形で計画理念、原則の見直し、補充、拡張が随時行われる形の法改正が行われている。技術的な規定ももちろん重要であるが、それと同等あるいはそれ以上に、理念や原則についての議論が専門家集団で行われている。

たとえば、内部市街地開発・整備優先の原則なども、こういった計画理念の変更に裏打ちされている。

日本でも都市計画法の大改定がいわれて久しいが、少なくとも、制度制定時の高度成長期とは全く異なる状況に現在、近未来の日本は入ることになるのであり、しかも、集約型都市構造が求められるとすれば、新たな計画理念、計画原則を盛り込んだ法改定を行った上で、各種制度規定も位置づけ直すこと必要であろう。

ドイツの場合は計画法で打ち出されている理念、原則が実際の自治体の計画に反映しているかについて、たとえば、計画行政を巡る訴訟などでチェックされることが通常であり、自治体の都市計画業務においても打ち出される都市計画施策がどのような原則、理念に基づいているかを十分注意が払われているといえよう。

第3にあげられるのが、自治体の都市計画における計画理念と法定都市計画や具体のプロジェクトの関係の明晰性である。取り上げた、ミュンヘンの事例は、ミュンヘンが都市計画行政的にも優秀なスタッフを数多く抱え、先進的な都市計画自治体であることは割り引いたとしても、筆者が目を通したいくつかのドイツの都市の計画文書の中では、目標と手段の体系を論理的に明らかにしようとしている。こういった姿勢は学ぶ点が多い。

日本でも最近では都市計画マスタープランの策定がすすみ、その中で、コンパクトとか低炭素、持続可能性などの目標理念が掲げられることが多い。都市計画マスタープランで打ち出されている理念、

計画目標が、実際の法定の都市計画である用途地域や展開されるプロジェクトとどのように関係づけられるのか、必ずしも明確に理解できないことが多い。理念、計画目標が単なるお題目に終わるのであれば、やはり、都市計画の市民的共感、信頼が得られないであろう。

ドイツでも近年は、大型の開発プロジェクトが当該自治体の都市計画行政に大きな影響を与え、本来ならば、都市全体のマスタープランで位置づけられるべき、都市計画が歪められているとの批判的議論も出てきおり、簡単な議論ではない。総じていえば、計画目標、理念と個別の都市計画、プロジェクトの関係を論理的、体系的に整理していく力は強いといえよう。

<参考文献・資料>

1. 谷口守 (2010) コンパクトシティの「その後」と「これから」、日本不動産学会誌、No. 92、(Vol. 24, No. 1)、pp. 59-65
2. 谷口守 (2008) コンパクトシティ論 (近畿都市学会編) 21世紀の都市像、一地域を活かすまちづくり一、古今書院。
3. BBSR-Berichte KOMPAKT 10/2011: Auf dem Weg, aber noch nicht am Ziel-Trends der Siedlungsflaechenentwicklung
4. Difu/ Beckmann/ Gies/ Thiemann-Linden, Preuss: Leitkonzept-Stadt und Region in der kurzen Wege, Umwelt Bundesamt (2011)
<http://www.umweltdaten.de/publikationen/fpdf-1/4151.pdf>
5. Joern Duewel, Niels Gutschow: Staedtebau in Deutschland im 20. Jahrhundert, Teubner, 2001
6. Fehl, Gerhahard (2006): Eine Vergangenheit fuer unsere Zukunft, in Selle (2006), pp. 56-71
7. Fruest/Himmelbach/Potz (1999): Leitbilder der raeumlichen Stadtentwicklung im 20. Jahrhundert, -Wege zur Nachhaltigkeit, Bericht aus dem Institut fuer Raumplanung 41
8. Manfred Fuhrich: Stadtentwicklung und Staedtebau im Wandel
http://www.bbsr.bund.de/cIn_032/nm_487428/BB SR/DE/Stadtentwicklung/StadtentwicklungDeuts

chland/Tendenzen/Projekte/Rueckblick/rueckblick.html (2013.04.08 閲覧)

9. Muenchen (1995) :Perspektiven fuer die raeumlichen Entwicklung, Perspektive Muenchen Themenheft C
10. Hans-Reiner Muelle-Raemisch(1990): Leitbilder und Mythes in der Stadtplanung 1945-1985, Verlag Walemar Kramer,
11. Dietmar Reinborn(1996): Staedtebau im 19. und 20. Jahrhundert, Kohlhammer
12. Klaus Selle Hrsg(2006): Zur raeumlichen Entwicklung beitragen, Planung neu denken Bd. 1, Verlag Dorthea Rohn
13. Klaus Speikermann (1999): Leitbilder der raeumlichen Stadtentwicklung in der kommunalen Planungspraxis, Bericht aus IfR 42